

## 令和5年1月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和5年1月10日(火)午後3時30分～午後4時15分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代	15	正木 卓夫
2	桑原 宏文	9	山本 官	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
4	井上 靖好	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
5	加用 雅啓	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
7	谷崎 容子	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	4	岡本 尚子	6	山口 昇彦
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之	7	宮地 浩

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	安藤 久徳	10	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	8	竹村 光一		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	係長	柴 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(4件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(4件)

第4号議案 買受適格証明書の交付について(1件)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1件)

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和5年1月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号10番 芝 順子 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、竹村 光一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号11番 岡村 猛 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員にお願いします。

なお、議題に入る前に、本日は、皆様のお手元に配布させていただいているとおり、第2号議案番号4を追加議案として提案させていただいておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、江ノ村字ゴゼンショウ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の76歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴20年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を所有しているとのことです。申請地は実家から約100メートルの距離となっております。耕作面積は72アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地には現在、柿の木と梅の木が植わっていますが、取得後も譲受人が農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋：東中筋担当の清水です。1番ですが、事務局からの説明の通りです。12月28日譲受人と電話で聞き取り調査をしました。申請地の状況ですが、耕作をしている農地です。すでに所有している農地について効率的に耕作していると思われます。申請農地についても効率的に利用して耕作を行うと認められます。周辺地域の農業上の影響はないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の岡本です。譲受人と電話で連絡をとりまして、現地を見ましたが、今は何も害するようなものはありませんので、報告のとおり周辺農地への影響はないと思われます。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

住所が高知ですが、こっち（四万十市）の人ですか。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

住所は高知の方に家があります。大体（一年間の）7割くらいは江ノ村に住んでいます。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

わかりました、ありがとうございました。

◆議長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページ、4ページになります。

番号1。土地の表示は、不破字梅檀ノ木 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月26日、事務局と会長で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、不破八幡宮より南東に約460mに位置する農地で、申請地の周囲は農地ですが、それぞれの所有者から転用についての同意を得ています。排水についてですが、雨水については敷地内に自然浸透、生活排水については合併浄化槽で処理後、東側の道路側溝に排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号2。土地の表示は、具同字古川 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月26日、事務局と会長で現地に向かい、具同地区担当の正木委員・宮地推進委員と現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、共同住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、マルナカ四万十市店より南東に約100mに位置する農地で、東側は水路・宅地・農地、西側は道路、北側は農地、南側は宅地で、農地所有者から転用についての同意を得ています。排水については、生活雑排水については合併浄化槽を設置し東側側溝へ排水、雨水については敷地内に水路構造物を設置し、市道側溝へ排水します。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている準工業地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号3・4。土地の表示は、西土佐須崎字大竹 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月28日、事務局で現地に向かい、西土佐須崎地区担当の篠田委員・宮地推進委員及び申請人本人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、営農型太陽光発電施設の設置をするものです。場所については、大宮郵便局から目黒川沿いの県道を下流に約700m下り、沈下橋を対岸に渡って市道沿いに約300m進んだ位置にある農地です。北側の隣接・近隣農地の所有者からは転用についての同意を得ており、東側、西側、南側は公衆用道路道のため周辺農地への影響はありません。排水については、雨水については自然浸透、及び申請地南西側にある既存水路に排水します。本申請である営農型太陽光発電施設については太陽光パネルを設置し、その下で大豆の栽培を行うという申請内容となっており、番号3は耕作を行う部分、番号4は法面となっている部分となります。番号3の耕作を行う部分の転用面積は太陽光パネルの支柱部分の面積のみとなり、番号4の転用面積はパネルの設置面積となります。県の許可後3年間の一時転用となります。当該申請地は土地改良事業施工地でありまして、農地区分は第一種農

地となります。営農型太陽光発電施設の設置については転用が許可できる土地ということです。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号 16 番、中村地区担当の岡崎です。この 5 条は畑から宅地へ転用する事案です。12月 26 日、会長、事務局、申請代理人、宮地推進委員と現地を確認しました。さきほど事務局から説明がありました通りです。現地は休耕地の畑で、草が生えており大根と水菜等が少し残っている状況でした。問題ありません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

12月 26 日に事務局、会長、岡崎委員と現地を確認しました。転用については特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15 番、具同地区担当正木です。2番について説明します。事務局の説明の通りです。場所については荒廃している状況ですが、この地区は用途地域に入っています。排水の関係も問題ありません。共同住宅ということで 4 棟計画しているということの申請でして、転用については問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

12月 26 日に事務局、会長、正木委員と現地確認をしました。正木委員が言われた通りで、特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐須崎地区ほか担当）

担当の篠田です。昨年の12月28日に宮地推進委員ならびに関係各位と譲受人立会いのもと現地確認を行いました。現地は地目では畑となっておりますが、草木が生えており荒れて休耕地のような状態でした。譲受人の説明では、今回は大豆での営農となります、他県では多年生の麦などで実績があるそうです。転用される場所も耕作地のごくわずかな面積となっておりますので、今後の耕作にも問題ないとは思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地（浩）委員（西土佐須崎地区ほか担当）

先ほどから言わわれているように、12月28日関係者とともに現地で話しを聞きました。どれだけの収入があるとかそういう話しにはなってはいませんが、将来的に考えたら、こういう形の農業も取り入れていけるのではないかという可能性を感じるような話しでしたので、モデル的な意味でも取り入れていいかなと感じました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

事務局から補足があるようです。

○事務局

営農型太陽光発電施設の案件です。この案件のパターンについては、今まで事例が本市になく初めてのケースになります。参考資料としてお手元に「営農型太陽光発電設備について」説明資料をお配りしておりますので、これが大まかな説明となります。簡単に申し上げますと、パネルは設置するけれども、その下で営農をしていくと、何らかの作物を作っていくというような理屈の申請です。今回、西土佐地区での初めての案件ですが、よい事例になるかどうかということも含めて、皆さんもこういう申請案件も出てきたという認識をいただいて、事務局も勉強していかなければいけないと思っています。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見と事務局からの補足説明が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採

決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

なお、「1番」の三里の議案については取下げと致します。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号2。土地の表示は大用字熊野、以下地番等、申請地、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月26日に会長と事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員・東推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9、10ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では建築物があり、その建築年が平成7年であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は三里字下モ谷他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月26日に会長と事務局で現地に向かい、大川筋地区担当の伊与田委員と武井推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は山林、原野および雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年以前から自分で工事の残土等を入れていたとのことであり、かなり以前から非農地の状態になっていたものと思われます。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、1840番は人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと思われます。なお、現状や周囲の状況から判断してその土地を農地として復元しても継続して利用することは困難な土地だと思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は井沢字坂本、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月26日に会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員・宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13、14ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では建築物があり、その建築年が昭和52年であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、

農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号12番 伊勢脇委員（富山地区担当）

議席番号12番、富山地区担当の伊勢脇です。番号2について説明します。先月26日に事務局、会長、行政書士、地元推進委員と現地調査および確認をしました。現地は大用のガソリンスタンドの前で、事務局の説明通りであり何の問題もありません。以上のことから、非農地証明申請については適当なものと考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」の東委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

議席番号3番、大川筋地区担当伊与田です。12月26日、事務局ならびに武井推進委員と行政書士と現地確認に行きました。現地は幡多碎石の前、三里の沈下橋を渡った対岸のところです。現地は残土処理というか30年くらい前から土砂崩れがあって出た土だとか、平成17年の台風があった大水で浸かった後のいろいろなものの処理とかを現地に捨てて埋めていたようです。以前から、そういうことで現地は長年、埋立地のような状態になっていて、一部は駐車場としても利用されていて、農地に復旧は難しいと思います。以上のことから、非農地証明は適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2区の武井です。ただいま、伊与田委員から説明がありましたように、全く考え方方が一緒でございます。ただ、私なりの考え方としましては、現状復帰はとても無理な状況、長年の歴史の中でこのような状況になっていると。一面平地でフラットな状況で、さっき申しましたように駐車場にも使われているようですが、ロケーションが素晴らしいところであるというのが特徴であります。非農地の申請というのは、その土地の有効活用という点においては将来に渡って大事なことではないかと、そういったほうの考え方方が私には強く残っております。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

番号 19 番、下田地区担当畠中です。該当地について、(12月) 26 日に会長、事務局、推進委員と現地確認をいたしました。私の地元ですので、当時の宅地造成の頃からの現況を知っております。何ら問題はありません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

(12月) 26 日に現地を見に行きました。非農地証明について特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 3 号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第 4 号議案 買受適格証明書の交付について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第 4 号議案 買受適格証明書の交付について説明します。

この証明書は、高知地方裁判所が農地の公売を実施する際、必要なものです。この証明書の交付については、民事執行法による農地売却の処理方法の通知により、農地法第 3 条申請の手続きに準じて行うこととされているため、農地法第 3 条申請の許可要件を満たしているかどうかを審議します。なお、この証明を受けた者が公売にて落札した後、法務局において登記名義人変更手続きに必要である農地法第 3 条許可申請書の提出があった場合

には、再度総会を招集せずに許可をして差し支えないかの決議も併せてお願ひいたします。

それでは説明します。番号1 土地の表示は、古津賀字シンチ 973番、登記地目は田、現況は田、面積は809m<sup>2</sup>、申請理由は売買で、申請人は議案書記載のとおりです。申請人は農作業歴50年の72歳の専業農家です。労働力は申請人のみとなっています。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しているとのことです。通作距離は自宅から約400mの距離で、農地を取得後、当該農地を効率的に耕作していくことが認められます。耕作面積は73アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、耕作状況は今までと変わりなく耕作するということですので、周辺の農地に与える影響等はありません。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区担当の尾崎です。1番申請地の意見を発表させていただきます。12月23日、申請地、現保有地の状況確認・観察ならびに本人にも会い、内容確認を行いました。すでに保有している農地は稲作をしています。今回取得する農地も稲を作るそうです。その他調査、確認事項について全て問題ない状況でした。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

現地確認しかしていませんが、権利の取得者としては特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 買受適格証明書の交付について、採決いたします。また、この買受適格証明書の交付を受けた者が落札した後、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会会长が買受適格証明書の交付時と事業が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えないかも合わせ、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、買受適格証明書の交付について、これを適當と認め原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四十万市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積計画書（案）は10ページになります。

それでは、1番について説明いたします。借受人は現在、四十万市内の担い手農家のところで水稻・ショウガ栽培の研修を行っており、令和5年3月末で研修終了後、新たに市の認定新規就農者となる予定となっております。今回の申請は、新規の申請となります。貸付人は1名、申請地については議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当畠中です。事務局の説明通り、12月24日本人と現地で面談をしました。主にハウスショウガで生計を立てるということで、研修を現在行っています。この土地の貸主が研修先の地主で、ハウス栽培でハウスの申請等、3月の研修終了後取りかかるということで意気込んでおります。何ら問題ないです。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

26日に畠中委員から特に問題ないという話は聞きましたが、26日に現地確認に行きました。特に問題はないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして、報告事項がございますので、事務局よりお願ひいたします。

○事務局

以前、転用申請を出されていた案件で取り下げの申請が3件ありますので、ご報告いたします。

まず1件目につきましては、農地法第5条の転用申請です。場所は四万十市古津賀字池田 2219番5、宅地の申請をしていた案件です。

2件目は農地法第4条の転用申請です。場所は西土佐中家地字タルガ谷 180番、転用目的は墓地です。

3件目は、同じく農地法第4条の転用申請で、四万十市森沢字カキノ木バタ、転用目的は宅地の案件です。

以上3件です。

◆議長（福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

～～～

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和5年1月10日

議長 福留宣彦

署名委員 田村猛

署名委員 伊勢助精哉